

平成19年6月29日
厚生労働省医薬食品局
審査管理課化学物質安全対策室
室長 佐々木弥生(2421)
担当 吉田(2910)、下位(2424)
電話代表 03-5253-1111

デスクマットの使用に伴う重大製品事故について(第5報)

標記については、第1報から第4報をそれぞれ、6月1日、6月7日、6月15日、6月22日に発表したところですが、今般、別紙のとおり、消費生活用製品安全法第35条第3項の規定※に基づき、同じ製品の使用に伴う新たな重大製品事故の発生事例について、経済産業省から通知がありました。

前報でお知らせしたとおり、既に製造元では対象製品の製造・出荷を停止し、事実関係を公表の上、昨年10月から製品の回収等を行っていますが、これまで報告された重大製品事故の発生事例の中には、直近、特に今年になって発生した事例や接触部位が赤く腫れるような重篤な事例が含まれています。

当該製品はまだ多くの方によって使用されていると考えられることから、当室としては、今後のかかる事故の拡大を防止するため、事業者に対し、不特定多数の使用者への注意喚起と当該製品の回収等を強化するよう指導しました。また、都道府県等にも情報を提供し、改めて消費者への周知・注意喚起について協力を要請しました。

※ 平成19年5月14日に改正法が施行され、消費生活用製品の使用に伴う重大製品事故について事業者から経済産業省への報告が開始されました。報告された重大製品事故のうち、製品に使用されている化学物質が事故原因と考えられるものについては、厚生労働省医薬食品局化学物質安全対策室に通知されます。当室では、今後も経済産業省から重大製品事故報告の通知がある場合に、危険の回避に必要な事項等について適宜情報提供を行っていくことにしています。

別紙 事故内容等

今回新たに通知された事例

製品名: デスクマット					
製造事業者 コクヨS&T(株)「抗菌デスクマット『デスクマット軟質(非転写・抗菌仕様)』」					
No.	経済産業省から情報入手した日 (括弧内は報告事例を企業が認識した日)	報告事例の概要			
		事故発生日	事故発生場所	被害分類	事故概要
36	平成19年6月22日 (平成19年6月12日)	平成14年頃	東京都	負傷又は疾病(治療に要する期間が30日以上)	被害者 男性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー一性接触皮膚炎を発症した

製品に関する情報

平成9年10月から平成13年2月まで販売。
 累積販売数量は、353,410枚。
 コクヨS&T社からの報告によれば、これまでに、接触部位が赤く腫れるような重篤な事例は55件、また全体では、重大製品事故に該当しない軽症のもの、デスクマットとの因果関係が不明なものも含め、皮膚炎の被害が880件(お知らせした36件を含む)確認されている。(6月19日時点)
 なお、本製品については、平成18年10月から、新聞紙上の社告、自社のホームページにおける告知、販売店を経由した納入先及び顧客への告知、販売したお客様が判明している場合には直接の電話及び訪問による告知によって、注意喚起と製品の回収・交換が行われている。

当室から事業者への要請事項

これまで報告された重大製品事故の発生事例の中に、直近、特に今年になって発生した事例や接触部位が赤く腫れるような重篤な事例が含まれており、当該製品はまだ多くの方によって使用されていると考えられることから、当室としては、今後のかかる事故の拡大を防止するため、事業者に対し、不特定多数の使用者への注意喚起と当該製品の回収等を強化するよう指導しました。(6月29日)

別紙 事故内容等

第1報～第4報にてお知らせ済の事例

製品名: デスクマット

製造事業者 コクヨS&T(株)「抗菌デスクマット『デスクマット軟質(非転写・抗菌仕様)』」

	経済産業省から情報を入 手した日 (括弧内は報告事例を企 業が認識した日)	報告事例の概要			
		事故発生日	事故発生場所	被害分類	事故概要
1	平成19年5月25日 (平成19年5月15日)	平成11年7月	青森県	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 20歳代女性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー 性接触皮膚炎を発症した
2	平成19年5月31日 (平成19年5月21日)	平成17年10月	滋賀県	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 男性 当該製品を使用していたところ、アレルギー 性接触皮膚炎を発症した
3	平成19年5月31日 (平成19年5月21日)	平成17年	東京都	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 男性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー 性接触皮膚炎を発症した
4	平成19年5月31日 (平成19年5月21日)	平成19年2月	和歌山県	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 女性 当該製品を使用していたところ、アレルギー 性接触皮膚炎を発症した
5	平成19年5月31日 (平成19年5月21日)	平成16年	愛媛県	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 男性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー 性接触皮膚炎を発症した
6	平成19年5月31日 (平成19年5月22日)	平成12年春	宮城県	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 女性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー 性接触皮膚炎を発症した
7	平成19年5月31日 (平成19年5月22日)	平成15年	兵庫県	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 女性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー 性接触皮膚炎を発症した

二重取消線は、事業者による追跡調査の結果、報告の対象でないことが判明したもの

別紙 事故内容等

製品名: デスクマット 製造事業者 コクヨS&T(株)「抗菌デスクマット『デスクマット軟質(非転写・抗菌仕様)』」					
	経済産業省から情報を入 手した日 (括弧内は報告事例を企 業が認識した日)	報告事例の概要			
		事故発生日	事故発生場所	被害分類	事故概要
15	平成 19 年 6 月 7 日 (平成 19 年 5 月 30 日)	平成 12 年頃	広島県	負傷又は疾病(治療 に要する期間が 30 日以上)	被害者 女性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー 一性接触皮膚炎を発症した
16	平成 19 年 6 月 7 日 (平成 19 年 5 月 30 日)	平成 17 年頃	鳥取県	負傷又は疾病(治療 に要する期間が 30 日以上)	被害者 男性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー 一性接触皮膚炎を発症した
17	平成 19 年 6 月 8 日 (平成 19 年 5 月 31 日)	不明	北海道	負傷又は疾病(治療 に要する期間が 30 日以上)	被害者 女性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー 一性接触皮膚炎を発症した
18	平成 19 年 6 月 8 日 (平成 19 年 5 月 31 日)	不明	北海道	負傷又は疾病(治療 に要する期間が 30 日以上)	被害者 男性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー 一性接触皮膚炎を発症した
19	平成 19 年 6 月 8 日 (平成 19 年 5 月 31 日)	平成 18 年頃	熊本県	負傷又は疾病(治療 に要する期間が 30 日以上)	被害者 男性 当該製品を使用していたところ、アレルギー 一性接触皮膚炎を発症した
20	平成 19 年 6 月 8 日 (平成 19 年 6 月 1 日)	平成 18 年頃	宮崎県	負傷又は疾病(治療 に要する期間が 30 日以上)	被害者 男性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー 一性接触皮膚炎を発症した
21	平成 19 年 6 月 14 日 (平成 19 年 6 月 4 日)	平成 19 年 4 月下旬	大阪府	負傷又は疾病(治療 に要する期間が 30 日以上)	被害者 男性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー 一性接触皮膚炎を発症した

別紙 事故内容等

製品名: デスクマット 製造事業者 コクヨS&T(株)「抗菌デスクマット『デスクマット軟質(非転写・抗菌仕様)』」					
	経済産業省から情報入手した日 (括弧内は報告事例を企業が認識した日)	報告事例の概要			
		事故発生日	事故発生場所	被害分類	事故概要
29	平成 19 年 6 月 18 日 (平成 19 年 6 月 5 日)	平成 17 年	千葉県	負傷又は疾病(治療に要する期間が 30 日以上)	被害者 男性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
30	平成 19 年 6 月 18 日 (平成 19 年 6 月 5 日)	不明	熊本県	負傷又は疾病(治療に要する期間が 30 日以上)	被害者 女性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
31	平成 19 年 6 月 18 日 (平成 19 年 6 月 5 日)	平成 18 年頃	愛知県	負傷又は疾病(治療に要する期間が 30 日以上)	被害者 女性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
32	平成 19 年 6 月 18 日 (平成 19 年 6 月 5 日)	不明	栃木県	負傷又は疾病(治療に要する期間が 30 日以上)	被害者 男性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
33	平成 19 年 6 月 18 日 (平成 19 年 6 月 6 日)	平成 14 年頃	岩手県	負傷又は疾病(治療に要する期間が 30 日以上)	被害者 女性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
34	平成 19 年 6 月 18 日 (平成 19 年 6 月 7 日)	平成 13 年	広島県	負傷又は疾病(治療に要する期間が 30 日以上)	被害者 男性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
35	平成 19 年 6 月 18 日 (平成 19 年 6 月 8 日)	平成 14 年頃	熊本県	負傷又は疾病(治療に要する期間が 30 日以上)	被害者 女性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した